

川崎市麻生区公告第68号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、
その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することが
できないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条
で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により
公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和7年10月20日

川崎市麻生区長 東 哲也

（別紙省略）